

議案第 2 号

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 14 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「必要に応じ」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 議長は、前項の規定による調査に関し、専門的知識等を有する者に監査等をさせるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(議長の調査) 第 9 条 議長は、政務活動の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、<u>必要に応じ調査</u>を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。	(議長の調査) 第 9 条 議長は、政務活動の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、<u> </u>調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。 2 議長は、前項の規定による調査に関し、専門的知識等を有する者に<u>監査等をさせるものとする。</u>
